**鳥取連盟における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**

**20220424　鳥取連盟**

**１　コロナ禍における活動について**

※ガイドライン＝鳥取連盟における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

**・ガイドラインの順守を条件に実施可能**

・ガイドラインの対応が不十分な場合は、原則活動禁止

**２　活動時の注意事項**

・鳥取連盟における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(20220424版)の徹底。

・団・隊での活動については、安全計画の策定及び団委員長の事前承認を徹底。（従来の安全対策に加え感染症及や熱中症についての視点も含まれること）

　　☆団委員長（地区においては地区委員長）は感染防止対策が確実に実施されるか計画を必ず確認の上、活動の決定をお願いします。

・マスクは、フィルター性能の高い不織布マスクを利用し、正しいマスクの着用を徹底。

・手洗いは、３０秒以上かけて丁寧に洗う。次の6つのタイミングに手洗いを実施する。

　①屋外の活動から屋内に入る時。②咳やクシャミ、鼻をかんだ時。③食事の前後。④トイレの後

　⑤共有のものを触った時。⑥掃除の後

**３　活動における感染予防の考え方**

**１．３密をそれぞれ徹底的に回避し、基本的な感染対策を徹底する**

　　・活動中は原則マスクを着用する。

　　・活動前後だけでなく活動中も手洗いや手指消毒を徹底する。

・活動場所が「密閉空間」とならないよう、換気を徹底する。

・密集・密接とならないよう、周囲との距離を保つ。

（人と人との感染防止距離は２ｍを空ける。室内では１ｍを目安に最大限の間隔をとる。）

・近距離での会話や大声での発声をしない。

**２．新型コロナウイルス感染予防中における熱中症予防**

季節や日により、気温・湿度や暑さ指数（ＷＢＧＴ）が高い場合があり、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、下記に留意して活動する。熱中症は命にかかわる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。

①屋内の場合

・マスク着用を原則とする。

・運動等を行う場合は、人と十分な距離（２ｍ）を確保した上で、マスクをはずす。

・適度の温度調整の上で、窓と入口など２方向の換気を行う。

・周囲の人との距離（２ｍ）を十分とった上で適宜マスクを外して休憩を取る。

②屋外の場合

　　・人と十分な距離（２ｍ）を確保した上で、マスクをはずし活動する。

・対面での会話や人が集まるところでは、マスクを着用する。

　　③上記いずれの場合も、マスクを着用する場合は、強い負荷の作業や運動は避けるとともに、

活動中は、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給、塩飴等の摂取に心がけること。

**３．感染者、濃厚接触者等に対する偏見、差別及びいじめへの対処と個人情報の保護について**

①新型コロナウイルス感染症は、いつでも・どこでも感染する可能性があり、誰もが感染しう

る状況であることを受け止め、お互いに相手を思いやる気持ちを持って冷静に行動する。

②根拠のない話やうわさ、ＳＮＳの投稿に惑わされることのないようにする。

③感染者、濃厚接触者とその家族、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する差別や偏見、いじめにつながるような行為は断じて許されないものである。

④スカウト、保護者等から発熱などの初期症状についての相談・連絡があった場合、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、プライバシーを尊重した対応を取ること。

**４　活動の内容と感染予防の実践について**

**１．スカウト（参加者・付き添い者含む）・家庭への事前連絡、確認事項**

①体調の管理・確認

・普段から体調管理に努め、発熱等の風邪の症状がある場合には活動に参加しない。

・異常があった場合は、かかりつけ医に相談する。

・かかりつけ医がいないなど相談先に迷う場合は、受診相談センターに相談する。

電話：０１２０－５６７－４９２（受付時間９時～１７時１５分、土日祝日含む）

　　②活動中に体調が悪くなった場合は、隊指導者へすぐに知らせる。

　　③水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。

④家庭（保護者）への活動内容の説明と参加への同意を得る。

⑤個人の備え（手洗い、マスク着用、咳エチケットなど）。

**２．指導者が準備、確認しておくこと**

①参加者全員の健康チェックリストによる体調確認

・活動前の健康観察と活動中の体調確認を行う。集合時の検温を実施する。

・同居する家族の感染者や濃厚接触者の有無、県外出張や県外者との接触等も確認する。

②指導者自身の体調管理

　　　・指導者は、発熱や風邪の症状、においや味の異常が見られるときは、決して無理せず自宅で休養し、必要に応じて医療機関を受診すること。

　　　・感染が疑われる場合は、まずは、事前に地域の医療機関に連絡し、相談先に迷う場合は受信相談センター（上記１に記載）に連絡の上、その指示に従うこと。

・上記について、速やかに団委員長に報告し、スカウトへの対応など団として取り組む。

　　③新型コロナウイルス感染症対策チェックリストの作成

**３．活動場所（空間）について**

①活動場所は、密閉空間とならないよう、扉や窓を２方向以上開けて十分な換気を行う。

常時換気が難しい時でも、定期的（３０分に１回５分程度）に十分な換気を行う。

②活動中に、密集場所や密接場面が生じないよう、それぞれを徹底的に回避する。

③団本部など、利用頻度の高い場所など、こまめに消毒などを行う。

⑤ふだんから占有して利用できる施設、野営場など施設のルールに従う。ない場合は、独自にルールを定めて利用する。

⑥利用する会場や施設は、清掃、消毒、換気が適切に行われているところを選定する。

**４．備品・用具ほか**

①共有して使用する器具・用具については、活動前後だけでなく活動中も消毒を行う。ただし、

材質やメンテナンス上用具等の消毒が行えない場合は、スカウト自身が使用後に手指等の消毒

を行う。

②施設の共有部分・備品（ドアノブ、手すり、スイッチ、机、イス等）など、手が触れる箇所の

　消毒を行う。（使い捨てビニール手袋などの用意）

　※消毒方法：アルコール消毒液（濃度濃度６０％～９０％のもの）

次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度０．０５％のもの）等

※スカウトが消毒を行う場合には、アルコール消毒液を使用させるものとする。

　③マスクを忘れた場合や途中でマスクのひもが切れたりした場合にも対応するため、隊でマスクの予備を準備すること。

**５．飲食**

**（１）日帰りの場合**

　①食事を集団で行うことは感染リスクを高めるので、スカウトの年齢やプログラムの内容を含め

検討する。（特に、ビーバースカウト、カブスカウトで会話せず食事することが困難な場合は、

食事のプログラムは行わない等）

　　②飲料については、「熱中症対策」としても必須となるので、個人の水筒等を持参する。

補充する場合は、配布役を決めて、使い捨てビニール手袋を着用し配布する。

　　③弁当は個人持参を原則とするが、まとめて準備する場合は、配布役を決めて、使い捨てビニー

ル手袋を着用し個人個人に配布し、他人の分までまとめて受け渡しはしない。

　　④食前は、必ず、手指の消毒、あるいは石鹸等でよく洗う。

　　⑤食べる時は、一人ひとりの間隔をあけ、向かい合わせにならないようにする。また食事中は、

話をしないで、会話する時はマスクを着用する。

⑥調理や盛り付け、食後の片付けにおいて使い捨てビニール手袋等を使用した場合、使用後の手

袋は、手袋の表面と手ができるだけ接触しないように外し、指導者が指定した袋等に入れる。

**【手袋の取扱】**

＊指導者は、使い捨てビニール手袋等の外し方について十分指導・注視する事。

　片方の手袋の袖口をつかみ裏返しになるように外す。外した手袋は、もう片方の手袋でつかみ、今度は袖口に指を差し込み裏返しになるように外す。手袋を外したあとに、こまめにしっかりと手洗い・消毒をする。

＊手袋の上からのアルコール消毒はしない。消毒液によっては、手袋に穴が開く可能性あり。

＊手袋は、長い時間しない。

**（２）舎営の場合**

①食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り

付けてもらうか、役割を決めて行う。ご飯やお汁・お茶の盛り付けが必要な場合は、施設の方に取り分けてもらうか、盛り付け役を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。盛り付け役は、使い捨てビニール手袋、マスクを着用して盛り付ける。手袋がない場合は、手・指を石鹸でよくあらうか消毒をする。

　　　②食事中は大きな声で話さず、会話の際はマスクを着用する。

　　　③食べる時は、一人ひとりの間隔をあけ、向かい合わせにならないようにする。また食事中は、話をしないで、会話する時はマスクを着用する。

④片付けについては、従業員の方の指示に従って、人と人との間隔をとって行う。

**（３）野営の場合**

　　　①調理をする場合、使い捨てビニール手袋、マスクを着用する。食材は清潔に保ち、使用する道具や使用後の道具は消毒する。調理後の手洗い。汚物や使用した手袋は、ビニール袋にいれて閉じる。

　　　②配膳は、盛り付け役を決め、使い捨てビニール手袋等・マスクを着用して、一人分ずつ盛り付けを行う。トングや取り箸を使いまわさない。お代わりの盛り付けも同様とする。

　　　③配膳を待っている間、盛り付け役以外の人もマスクを着用する。

　　　④食べる時は、一人ひとりの間隔をあけ、向かい合わせにならないようにする。また食事中は、話をしないで、会話する時はマスクを着用する。

　　　⑤片付けは、洗い場が密にならないよう、個人のものは個人で順番に段取りよく洗う。

⑥共通の食器、鍋、取り箸等は、洗う人を決め、使い捨てビニール手袋、マスクを着用して、

洗剤をつけてよく洗い、乾燥させて格納する。

**６．休憩・トイレなど**

　　①休憩時は、３つの密のいずれの密にもならないように、指導者や補助者などは目配りする。

②トイレ等、多くの人が触れるもの（ドアノブやレバー、てすり等）に触れたあとは、手洗い、

アルコール消毒を行う。特に、洋式トイレの場合、使用する前にふた、便座等の消毒を行う。

使用後は、ふたをしめた後に流す。

　　③トイレの換気ファンは常に動かしておく、ファンが無い場合は、窓を開ける。

**７．集会、ゲーム等、活動での工夫**

　　①セレモニーやゲームなどをスカウト年代、参加人数、会場の広さなどを考慮して検討する。

　　②３密のいずれの密も避ける。

　　③ビーバーコール、カブコール、仲良しの輪、円陣などの手指が接触しないよう工夫する。

　　④ソングを歌う時は、できるだけ間隔を空ける。（セレモニー等も同様とする）

　　⑤大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話は行わない。

**８．活動に際しての移動時の注意事項**

①県内の移動について、移動元の地区または移動先の地区が警報以上の場合は原則禁止。

　　②移動において、借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）

　　　を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、必ずマスクを着

　　　用する。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努め、大きな声で話さない。

　　③借り上げバス及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）での移動で換気が難しい場合

は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩時間中はドアを開放し

て換気する。

　　④公共交通機関を利用する場合は、混んでいる時間帯は避けての利用、分散乗車も検討する。

　　⑤集会場や目的地に到着した際に、手洗いや手指消毒ができるようにする。

⑥県外に移動しての活動は、当面、自粛する。

**９．宿泊を伴う活動**

（１）共通

①舎営・野営問わず、前述１．基本的な感染対策の徹底を確実に行う。

　また、宿泊は原則個室・ソロテントで行う。

　やむを得ず個室が確保できない場合は、部屋の収容定員の50％以下とし、より一層の感染防止対策を徹底すること。

②宿泊場所は、それぞれのグループで占有し、他のグループなどが入らないようにする。

③期間中の人の管理。

・参加者（指導者、付き添い含む）の健康状態、異常をチェックする。

・訪問者（送迎者、一部参加など）の記録をつける。

・毎日、検温と健康状態の確認を行う。

（２）舎営の場合

①各施設の感染症対策に関するガイドラインに沿って利用する。

②窓とドア等２カ所をあけ、空気が滞留しないよう換気(エアコン稼働中も)を行う。

　　　③宿泊者は就寝時の頭部の間隔を２ｍ空けたり、頭の位置を互い違いにして距離を確保するよう、人数制限を徹底する。但し、家族で１部屋を使用する場合はこの限りではない。

　　　④部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするな

ど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避し、感染症防止対策を徹底する。なお、リモ

コン、電源スイッチなど共用部分については、なるべく一人が操作することとし、適宜消毒

を行う。⑤脱衣室及び浴室の利用は、距離をとって利用できる人数に制限し、ローテーションを決めて

分散して利用を行うこと。また、使用中は大声での会話をしない。

⑥脱衣室及び浴室を使用中は、換気扇を稼動する等で換気を徹底する。また、ドライヤー等を

共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。

⑦集合時やミーティング時は、距離をとって行える場所を確保しマスクを着用して行う。

（３）野営の場合

　　　①宿泊は、各自ソロテントでおこなう。（１テントに一人とする。）但し、兄弟やカブの野営の場合、スカウトとその保護者は同じテントでも可とする。

②少人数グループでの生活を行うなど、感染リスクを下げるよう固定した少人数グループ(班・

組等)により生活を行い、グループ同士も距離を置くようにする。

**３　連絡体制などについて**

①各団・地区・県連での連絡網の作成し、速やかに、漏れのないよう伝達できるようにする。

　　②スカウト活動に関連して感染が拡大、もしくは拡大の可能性が疑われるような場合、関係者は

団を通して県連事務局へ速やかに連絡を行う。

　　　以上